平成２１年（フ）第９５９４号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目19番５号　白菊荘11号
債務者　佐藤　全彦
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２号
広島県福山市高西町３丁目11番17号　有武アパート205
債務者　小林　一美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２３２９３号
神奈川県川崎市川崎区日進町12―11
債務者　宮崎伊真満
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２９４号
東京都文京区本駒込２丁目４－３
債務者　富田　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３１７号
千葉県船橋市南三咲２丁目７―20―303
債務者　矢澤八栄子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１３２号
横浜市港北区鳥山町25番地　小松ハイムＢ201号室
債務者　籾山日出子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９２号
岡山県津山市川崎121番地10
債務者　水嶋　優子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第９２１号
静岡市駿河区高松2235番地の１
債務者　小野瀬吉行
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３９５号
東京都八王子市追分町17番３号サンコーポ八王子1004号
債務者　小林　清次
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５０８号
東京都立川市砂川町２丁目16番地の５
債務者　佐々木良幸
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５０９号
東京都立川市砂川町２丁目16番地の５
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１０１号
兵庫県朝来市和田山町土田590番地
破産者　有限会社ホソミガラス
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０６８号
福岡市東区香住ヶ丘４丁目25番15号
破産者　旭鉄通商株式会社
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０７５号
福岡市博多区堅粕４丁目25番19号
破産者　システム・サポート・サービス株式会社
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５０２号
埼玉県所沢市中新井３丁目15番12号
破産者　株式会社カガミ
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５３７号
埼玉県川越市旭町２丁目２番地５
破産者　有限会社越後屋
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４号
茨城県土浦市殿里469番地
破産者　松山電工株式会社
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０号
群馬県高崎市上滝町273番地の１
破産者　株式会社萬年
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部